

治療開始日が令和4年4月1日以降の方が対象です

40歳未満・40～42歳の方へ 大江町不妊治療費助成事業

対象者



※①②③すべてに当てはまる方が対象です。

- ①治療開始日から大江町に住所を有し、治療開始日時点で、43歳未満である者
- ②当該不妊治療において山形県不妊治療(生殖補助医療)費助成を受けている夫婦
- ③当該不妊治療において他の市町村から助成を受けていない夫婦

対象治療



- 1、公的医療保険適用となる生殖補助医療(体外受精や顕微授精、男性不妊の手術等)
- 2、上記と併用して実施される不妊治療に係る先進医療

助成額



当該治療費から山形県不妊治療費助成額と高額療養費を差し引いた額の内

◎40歳未満：**上限6万円／回(6回まで)**

◎40～42歳：**上限6万円／回(3回まで)**

申請期限



治療終了日から1年以内(令和4年4月1日以降に開始した治療が対象)
※令和4年度内中に治療を終了した場合は令和6年3月31日まで

必要書類



※1・2は窓口配布もしくはHPでダウンロードできます

- 1、大江町不妊治療費助成事業申請書兼請求書
- 2、大江町不妊治療費助成事業申請用証明書
- 3、医療機関、薬局が発行する領収書及び医療費明細書の写し
- 4、申請者名義の通帳の写し
- 5、顔写真付きの本人確認ができる書類
- 6、山形県不妊治療(生殖補助医療)費助成金給付決定通知書の写し(該当者のみ)
- 7、高額療養費限度額適用認定証、給付決定通知書等の写し(該当者のみ)

手続きの流れ



大江町不妊治療費助成事業申請用証明書を医療機関へ提出してください。

1、不妊治療を受ける

2、医療費を窓口で支払う

3、高額療養費の申請(該当者のみ) ※各医療保険者へ

手続き完了まで1~2か月

4、山形県不妊治療助成の申請(該当者のみ) ※村山保健所へ

5、大江町不妊治療費助成の申請 ※町へ

支給まで
1~2か月

6、支給決定通知後、支給

【問合せ先】不明な点等ございましたら、ご連絡ください。
大江町役場 健康福祉課 保健衛生係

TEL:0237-62-2114

